

神奈川県事業承継補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰や深刻な人手不足等の影響により、優れた経営資源を持ちながら事業継続に課題を抱える県内中小企業者の事業承継を促進し、経営資源・雇用の喪失を防ぐため、事業承継前に譲渡者の常時使用する従業員だった者の雇用に関する費用及び事業承継に係る専門家等との連携に関する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内中小企業者」とは、県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する者とする。ただし、知事が別に定める事業者は除くものとする。
- (2) 「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する者とする。
- (3) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。
- (4) 「事業承継」とは、企業の経営権を移転する株式の取引、持分の取引、吸収合併、事業の重要な一部の会社分割、事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をいう。ただし、以下の場合を除く。
 - ア 業務提携等経営権・事業の移転を伴わないもの
 - イ 株式又は持分の移転において譲受者が譲渡者の総株主等議決権数又は出資の過半数（議決権に制限のない株式等に限る。）以上を有しないもの
 - ウ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下「令」という。）第1条第17項に定める「資産保有型会社」に関するもの。ただし、令第6条第2項各号のいずれにも該当する場合を除く。
 - エ 令第1条第18項に定める「資産運用型会社」に関するもの。ただし、令第6条第2項各号のいずれにも該当する場合を除く。
 - オ 従前より対象会社の支配権を有する者の間で行われる事業承継など、実質的な経営権の移転を伴わないもの
 - カ その他本補助金の趣旨にそぐわないもの
- (5) 「対象会社」とは、株式移転に伴い移動する株式を発行している中小企業者をいう。
- (6) 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。
- (7) 「親族への事業承継」とは、企業の既存経営資源を活用することを目的に親族に対して行う事業承継をいう。
- (8) 「第三者への事業承継」とは、企業の既存経営資源を活用することを目的に親族以外の第三者に対して行う事業承継をいう。
- (9) 「支配株主」とは、1者で対象会社の議決権の過半数を有する者をいう。

- (10) 「株主代表」とは、対象会社の議決権の過半数を有する株主の代表者をいう。
- (11) 「共同申請」とは、別表に掲げる支援区分のうち、「売り手支援」において株式譲渡に伴い移動する株式を発行している中小企業者及び対象会社の議決権の過半数を有する支配株主又は株主の代表が共同して申請することをいう。

(補助の対象事業等)

第3条 補助の対象とする事業は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容は別表で定めるものとする。当該事業に要する経費から国庫支出金、受益者が負担した金額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

(1) 経営資源引継・事業再編事業

県内中小企業者が行う、親族への事業承継又は第三者への事業承継に係る県内中小企業者の経営資源及び雇用の喪失の防止に資する事業

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、別表の補助事業について、補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額の少ない方の額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 別表に掲げる第三者承継枠の各支援区分については、過去に交付を受けた同一区分の補助事業全てを含めた合算額に対して補助上限額が適用されるものとし、同一の補助事業者が同一区分の補助上限額を超えて補助金の交付を受けることはできないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、「神奈川県事業承継補助金交付申請書（様式1）」に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。ただし、共同申請の場合は様式2を使用するものとする。

- (1) 役員等氏名一覧表
 - (2) 補助事業計画書
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 次の事業者は、補助金の交付の申請をすることができない。
 - (1) 「神奈川県経営資源引継・事業再編事業費補助金」の交付を受けた事業者。ただし、別表に掲げる支援区分のうち、「買い手支援B」又は「売り手支援」について申請する場合はこの限りでない。
 - (2) 「神奈川県事業承継補助金」の交付を受けた事業者。ただし、別表に掲げる第三者承継枠において過去に交付を受けた区分と異なる区分について申請する場合又は第三者承継枠の各支援区分において過去に同一区分で交付を受けた補助金の合計額が当該区分の上限額に達していない事業者が同一区分について申請する場合は、この限りでない。

(交付等の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を

審査した上で補助金の交付を決定したときは、「神奈川県事業承継補助金交付決定通知書（様式3）」により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、「神奈川県事業承継補助金不交付決定通知書（様式4）」により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

（事業の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「神奈川県事業承継補助金変更承認申請書（様式5）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、共同申請の場合は様式6を使用するものとする。なお、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (2) 知事が別に定める事業実施期限までの事業実施期間の変更である場合
 - (3) 補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合は、「神奈川県事業承継補助金変更承認通知書（様式7）」により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、「神奈川県事業承継補助金変更交付決定通知書（様式8）」により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の中止・廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとす

るときは、あらかじめ「神奈川県事業承継補助金中止（廃止）承認申請書（様式9）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、共同申請の場合は様式10を使用するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、「神奈川県事業承継補助金中止（廃止）承認通知書（様式11）」により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第72条第1項の規定に基づき、同規則第70条に規定する者が決裁した支出命令に係る伺いを会計管理者又は所管の出納員に送付したときに生ずるものとする。

（遅延の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が、知事が別に定める事業実施期限までに完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに「神奈川県事業承継補助金遅延等報告書（様式12）」を知事に提出

し、その指示を受けなければならない。ただし、共同申請の場合は様式13を使用するものとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があつたときは速やかに「神奈川県事業承継補助金状況報告書（様式14）」を知事に提出しなければならない。ただし、共同申請の場合は様式15を使用するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに「神奈川県事業承継補助金実績報告書（様式16）」に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、共同申請の場合は様式17を使用するものとする。

- (1) 補助事業報告書
- (2) 収支を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(額の確定の通知)

第15条 知事は、規則第13条の規定による額の確定をする場合において、第6条第1項又は第9条第2項の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、「神奈川県事業承継補助金の額の確定通知書（様式18）」により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第10条第2項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項又は第9条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の处分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第7条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (6) 補助事業の完了した日の属する県の会計年度の翌会計年度末まで補助対象となった當時使用する従業員の雇用を維持しなかった場合。ただし、知事がやむを

得ないと認めたときは、この限りではない。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 共同申請する者は、第2項に基づき生じる債務について連帯して責任を負うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

(実施細目)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の神奈川県経営資源引継・事業再編事業費補助金交付要綱又は神奈川県事業承継補助金要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の神奈川県経営資源引継・事業再編事業費補助金交付要綱又は神奈川県事業承継補助金要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、令和8年1月30日から施行する。

(別 表)

支援枠	支援区分	内容	補助対象経費	補助率	補助上限額
親族承継枠	株価算定支援	親族への承継を目的として専門家等と連携する株価の算定に係る取組	謝金、委託費	補助対象経費の1/2以内(小規模事業者にあっては2/3以内)	20万円
第三者承継枠	買い手支援	A 第三者への事業承継に伴い、譲渡者において常時使用する従業員だった者を引き続き県内で雇用する取組	人件費(基本給に限る) 1人当たり月額上限400,000円 (小規模事業者にあっては300,000円) 3か月分まで	補助対象経費の1/2以内(小規模事業者にあっては2/3以内)	100万円
		B 第三者への事業承継に係る、専門家等と連携する取組	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	100万円	
	売り手支援	第三者への事業承継に係る、専門家等と連携する取組	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	補助対象経費の1/2以内(小規模事業者にあっては2/3以内)	100万円